破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第６８号
北海道美唄市東１条南３丁目１番29―301号
債務者　五十嵐　隆
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第７４号
北海道岩見沢市幌向北１条３丁目574番地20
債務者　草野　静江
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第５３号
岩手県奥州市水沢区字堀ノ内１番地６　セントベール　101号室、旧住所岩手県奥州市水沢区東上野町13番20号　ハウスＳＴ　Ｃ号棟
債務者　染谷　弥生
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第１８７号
群馬県高崎市中尾町767番地　県住Ｑ棟550号
債務者　上原　由美
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１８８号
群馬県安中市安中5200番地５
債務者　櫻井ゆかり
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第５１１号
埼玉県所沢市小手指元町１丁目20番地の36　セントヒルズ小手指101、前住所東京都墨田区八広６丁目36番２―102号　八広オーブハイツ
債務者　金子　公美
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５３４号
埼玉県富士見市水谷１丁目13番地２　フラワーハイム105、申立時の住所埼玉県富士見市東みずほ台３丁目19番地１　アルカサールW101
債務者　臼井　真希
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５６９号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目27番地８　アビタシオンみずほ201
債務者　越川　貴久
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２８７号
愛知県岡崎市戸崎町字越舞18番地　サンシティ戸崎303
債務者　先田　弘美
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３０１号
愛知県豊田市浄水町南平41番地１　Ｍ＆ＭＩＦ号
債務者　成瀬　光一
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３１２号
愛知県岡崎市竜美東２丁目３番地９　青々舎301
債務者　鈴木　寿弥
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
京都府亀岡市薭田野町天川町畑29番地１　町畑住宅Ｃ棟２－３号
債務者　中野　麻美（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
京都府亀岡市西つつじケ丘大山台２丁目１番３号
債務者　山本　清一
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２７年（フ）第３１号
京都府亀岡市西つつじケ丘大山台２丁目１番３号
債務者　山本美代子
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２７年（フ）第３２号
京都府亀岡市西つつじケ丘大山台２丁目１番３号
債務者　山本　　剛
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２７年（フ）第３３号
京都府亀岡市余部町清水66番地７　ソシアヤマウチ203号
債務者　山本　大三
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
京都地方裁判所園部支部破産係